

ジロンドンとモンタニヤールとの抗争の一樣相

——一七九二年秋のボース地域の食糧暴動をめぐる——

前川 貞次郎

一

フランス革命におけるジロンドン Girondins とモンタニヤール Montagnards との差異、その抗争の性格をどのように解釋するかは、フランス革命の性格そのものの把握にかかわる重要な問題である。したがって、いままでこの問題に對しては、いろいろな見解が提出されており、今日でもまだ定説がないともいえる。この小論においても、わたしは、もちろん、この問題の全面的な解決をこころみようとするのではない。ジロンドンとモンタニヤールとの差異と抗争の一樣相をば、一七九二年十一月ボース Beauce 地域を中心に展開された食糧暴動に對する兩者の態度、國民公會における論戰を通じて、あきらかにし、この問題解決への一つのアプローチを示したいとおもう。なぜなら、マチエ Mathiez もいつているように、「兩者（ジロンドンとモンタニヤール）の不一致の根本的起源、その一般的原理を探究するためには、言葉や投票によつてだけではなく、年代的に重要な事件に即して考察しなければならぬ^①」から。

問題の所在をあきらかにするために、まずここですこし學說史的回顧をこころみ、主要な見解を紹介しておきたい。

(一) オーラル Aulard の見解。彼は宗教、政治思想、寛容性、連邦主義などについて兩者を比較検討する。宗教思想については、ジロندانはしばしば無神論者として非難されている（とくにロベスピエールによつて）が、しかし事實は決してそうでなく、多くのものは理神論者であつて、その點ではモンタニヤールと異なる。要するに宗教思想については、「ジロندانとモンタニヤール一般との間には、全く本質的な差異はないのであつて、もしあるとすれば、ジロندانとロベスピエール個人との間にすぎない。」

政治思想についても、モンタニヤールはジロندانをば王黨主義者として攻撃するが、ジロندانが共和主義者であることは、あきらかである。ただ民衆に對する態度において、ジロندانが貴族的であつた點が異なるだけである。「モンタニヤールもジロندانも、その様態においては同じようにブルジョワであるが、ジロندانは態度や趣味において表面上、貴族的であつた。」

またモンタニヤールは流血を好み、ジロندانは寛大であつたといわれるが、たとえば、九月虐殺事件（一七九二年九月）に關しても、最初は兩者とも同じ印象、同じ見解であつた。しかし、後になつて「ジロندانは戰術上、この虐殺事件に憤激するようになり、その責任をモンタニヤールにおしつけた。この戰術がある點まで後世をあざむいたのであつて、それで後世のひとびとはジロندانをば寛大で人道的な黨派と考えるようになった。」

最後に、ジロندانは連邦主義者としてしばしば攻撃される。たしかに政治理論としては連邦主義をもつものもジロندانにあつたが、しかし、それはあくまで理論としてであつて、實踐活動にはうつしてない。逆に統一的共和國を表明しているものもすくなくない。

このようにオーラルは、兩者の間には、教養、理想などほとんど區別すべきものがないと断定し、その唯一つの差異

は「モンタニヤールが暫定的に、すなわち、戦争の間だけ、パリをば指導的首都として、フランス統一の頭にたつべきものであることを望んだのに對し、ジロندانは反對に、戦時中でもパリは、地方の諸縣デパルテマンよりも、なんらの優越性ももないことを望んでいた點だけにすぎない。」そしてこのパリの優越的地位をみとめるかどうか、兩者の抗争の眞の目的であつたと考ふる。

要するにオーラルの見解は、兩者の唯一の差異点をば、パリの優越的地位を是認するか、否かだけに求め、その他の點では兩者の間に差異はないし、兩者の抗争の本質も、結局この點に歸着すると考ふる。「パリの力をば、いわば縣の一つにまでひきさげること、八十三分の一にすることに成功しなかつたジロندانは、諸縣を連合してパリに對抗しようとし、そのために後に内亂をこころみた。その意味で彼らは連邦主義者といえよう。パリに對して戦いをいどみ、パリから指導的首都としての役割をとりさろうとすること、これこそがジロندان固有の政策であり、モンタニヤールと異なる點なのである」^⑤とのべている。

(二) ジョレス Jaurès の見解。ジョレスの見解の特色は、兩者が決して階級政黨(階級的黨派)でなく、その抗争もしたがつて階級闘争でないとする點にある。「ジロندانの社會についての考え方とモンタニヤールのそれとの間には、根底的な對抗アンタゴニスムはない。……兩者とも所有權を尊重し、確保しようとしていた。兩者の政治闘争はなるほど一つはブルジョワジーの利益に、他は民衆の力に依存させるにいたつた。……しかし、この闘争は、本質的な階級闘争というよりは、むしろ實は、黨派の争 *lutes de partis* であつた。」^⑥このようにジョレスは兩者の抗争を「黨派の争」とみ、そこにおける黨派的エゴイズムの役割を重視する。

彼は兩者の抗争の眞の原理について、こう書いている。「それは社會的對立の中にはない。最もふつうな人間の情熱の力、野心、傲慢、虚榮、權力慾の中にある。まつたく自然に、またデモクラシーのあたらしい力に對する批判によつて、

ジロンドンンは、政治的社會的テーゼをさがし求めた。しかし、それらのテーゼはジロンドン政策的の獨自な基礎ではなかつた。それは中傷的で、自負的で、するどい反對の事後の口實であつた。^⑧

このように、ジョレスは、ジロンドンとモンタニヤールの對立をば、階級的對立とは考えないで、^{ブルジョア}黨派の、派閥に墮した黨派の利己心の對立と考える。オーラルの主張するパリと地方との優越性についての對立は、ここでは一つの口實と考えられ、根底は、野心、自尊心などの、最もふつうな人間的情熱の對立にあるとみられている。

(三) マチエの見解。この問題について注目すべきユニークな見解を提示しているのはマチエである。彼はパリの優越的地位についての抗爭を唯一の差異と考えるオーラルの見解を否定し、兩者の抗爭は、パリの優越的支配をめぐる抗爭以前から存在するという(マチエによれば開戦の問題がその出發點である)。かりにモンタニヤールがパリの優越的地位を主張したことは確かであるとしても、彼らがパリの、コミュニューンの獨裁に喜んで服していたとは結論できない。パリの優越的支配に關する兩者の不一致は、いわば皮相的なものにすぎないのであつて、兩者の抗爭の對象はもつと重大なものである。^⑨

マチエは兩者の抗爭の基礎を、社會・經濟問題に對する解決策(政策)に求める。たとえば、アシニヤ assignat の下落によつてひきおこされた物價高、生活難 *vie chère* の問題の解決に對して、兩者は全く相反した政策をとつた。すなわち、ジロンドンンはどんな經濟的危機にあらうと、需要供給の法則の自由な活動に對し、間接的であれ國家が干渉すべきでない(自由主義的經濟政策)としたのに對し、モンタニヤールは、理論よりも現實を重んじて、サンキュロットを飢死させるような純粹に消極的な經濟政策をとることに反對した(統制經濟政策)。すなわち、ジロンドンンは、「賃上げの運動、生活難や買占めに反對する抗議をば、無政府主義者の策動、社會秩序に反する陰謀と本能的に考える傾向があり、その社會政策はまったく消極的で商業の絶對的自由を重んじ、この自由を守るためには武力を用いることさえあつた。^⑩」これに反して、モ

ンタニヤールは、「民衆階級の貧困を大いに考慮し、戦争の重荷をささえ、王位をくつがえし、蜂起によつて參政権をえたひとびと（下層民衆）が、王政下よりもより不幸になつて共和政から離れてゆくことを欲しなかつた。……そして貧民たちに生活を保證することにとめた」（統制經濟政策によつて）。もちろん、モンタニヤールが、ジロンドン以上に社會主義的であつたわけでもなく、個人の私有財産を尊重し、土地均分法 *loi agraire* を非難していることは確かであるが、しかし、理論よりも現實を重んじるモンタニヤールは干渉的政策をとらざるをえなかつた。^⑤

このようにマチエは兩者の社會經濟政策が根本的に異なる點を強調する。「モンタニヤールの大部分は、事實ジロンドンと同じようにブルジョワジー出身であつた。彼らが階級的政策を行つたのは、委任によつてのみである。彼らは民衆階級の代理人をもつて自任していた。その社會政策は事態の産物であるが、カール・マルクスがうまく云つたように、國王、貴族、僧侶、などすべての革命の敵と手をきるための、平民的方法 *manière plébéienne* に他ならなかつた。しかしこの點だけでも、ジロンドンの政策と根底的に充分異なつているのである。」^⑥

さらにマチエは、兩者の差異として、たとえばジロンドンが、反革命行動をとつたこと、強力な集權化などの革命的諸手段 *mesures révolutionnaires* に頑強に反對したこと、連邦主義者の反革命的內亂には責任があることなどをあげ、次のような結論を下している。

「たしかに、ジロンドンとモンタニヤールとの抗争は、その内容の豊かさによつて、革命フランスの指導をめぐるパリの役割についての單なる戰術の相異以上のものがある。この二つの黨派が本質的なすべての點で一致していたとするオーラルの見解は正しくない。逆に彼らが理論や原則に關して一致があつたとしても、それは、現實的諸問題の解決における根本的・永續的な不一致によつて表現されたのである。……ジロンドンとモンタニヤールの抗争の基礎には、所有權の問題があつた。前者の後者に對する政策は單なる作戰ではない。……確かにジョレスがいうように、この二つの黨派の對

立は最初は本質的に政治的なものであつた。しかしただちにそれは社會面にもちこまれたことも否定できない。この抗争が、階級闘争となつたときでさえ、兩黨派が率直に、自分たちがなにものであるかはつきり示さなかつたことが、歴史家たちを誤らせたのである。……」

以上が大體マチエの見解の要旨である。すなわち、彼においては、兩者の差異と抗争の特質がなによりもまず、社會經濟的側面における對立抗争に求められ、いわば兩者の抗争をば階級闘争として把握されている點が、最も注目される。そしてこの見解は今日多くのひとびとによつて一應承認されている。

(四) グラン Guéin の見解。しかし、マチエの見解に反對する見解もないではない。たとえば、グランの見解がそれである。彼はフランス革命の中に階級闘争——とくにブルジョワジーと萌芽的プロレタリアート、彼のいう *bras nus* との——をみようとするのであるが、その場合、ジロンドンとモンタニヤールをともにおなじくブルジョワジーと規定し、その間に本質的な差異をみとめない。「ジロンドンとモンタニヤールとは同じ階級に屬していた」と彼は書いている。「兩者の間にはなんら基本的な差異はない、ともに私有財産の熱心な擁護者であつた。……彼らは同じように直接民主制、政治生活において武装した主権者（人民）の干渉をおそれ、議會主義的擬制と合法性とを固執していた。ともに經濟的自由主義の信奉者であつた。彼らはあらゆる規制や統制に原則上反對であつた。したがつて、彼らの間には固有な意味での階級闘争はない。」

このように、グランは兩者の抗争を階級闘争とみるマチエの見解に正面から反對し、「彼らは二つの異なつた階級ではなく、同一階級内の二つの分派」であり、異なるところは、下層民衆に對する態度の差、一方がこれを嫌い、他方からではなく、それぞれの經濟活動における個別的利害の差異にもとづくものと考えられる。

گرانによると、「ジロندانは、商業と消費物資との輸出とに利害関係のあるブルジョワジーによつて支持された。」すなわち、グルノーブル Grenoble、ルーアン Rouen、モンペリエ Montpellier、モンターバン Montauban のような繊維工業の中心地、リヨンなどの絹工業地、ボルドー、ナント、マルセイユなどの植民地貿易に従事する大貿易商人、などが、その主な支持者であつた。^⑩これに反して、「モンタニヤールは、インフレーション、國有財産の獲得、軍隊への物資供給後には武器製造などによつて巨大な利益をえたブルジョワジーの分派を代表していた。」^⑪しかも、この兩者の間には越えることのできない障壁があつたのではなく、反對に、ブルジョワジーの大部分はあたらしい利益を求めてジロندانからモンタニヤールへと移つた。^⑫

モンタニヤールが民衆と手を結んだ理由についても、گرانは「彼らが充分な金をえたので、宴會の残り糟を民衆にすててやることができた。彼らブルジョワジーが若干の統制手段を甘受したのは、その有利な操作が、この民衆の犠牲によつて持續できたからである」とする。

要するに、گرانはジロندانとモンタニヤールは、ともに本質的には同一階級、ブルジョワジーに属しているのであつて、その限り根本的な差異はなく、ただ兩者の個別的經濟的利害が異なるゆえにそこに對立、抗争が生じたにすぎない。したがつてそれは階級闘争というよりは、分派闘争にすぎない。フランス革命における階級闘争は、この兩者の間にあるのではなく、兩者と下層民衆との間に存在すると考える。そして彼はマチエとは反對に、民衆に對するモンタニヤール、とくにロベスピエールの反動性を強調している。

(五) ルフェーヴル Lefevre の見解。マチエの見解を繼承しつつも、いわばいままでの見解を綜合した、そしていく分オーラール、ジョレスの見解に近い見解を示しているものにルフェーヴルがある。彼の見解は、その著「フランス革命」にも簡單に示されてはいるが、^⑬ソルボンヌにおける「講義」には、かなり詳細に展開されている。

ルフェーヴルはさきへのべたオーラルの見解、すなわち、パリの優越的支配以外の問題、たとえば、宗教思想、政治思想（王黨主義）、寛容性、連邦主義などにおいて、兩者の間には原理的に根本的差異はない、とする見解をば、次のような条件のもとで支持することができるとして、(一) ジロンダンという場合、主としてその指導者たちをさすこと、(二)、ある点（たとえば宗教問題）で、ロベスピエールとその一派をモンタニヤールから除外する、(三)、一七九二年の秋以前の時期に限定する。

このようにルフェーヴルも一般的原則的には兩者の間に根本的差異がないことを一應承認する。しかし、彼は同時にマチエの見解、すなわち社會問題、所有權に関する態度において、兩者に差異があり、それが抗争の原因となつてゐることを、國民公會の時期については、承認しなければならぬという。しかし、これらの社會經濟問題に對しても、原則的に兩者の間に相異があつたとは考えられないとして、ともにブルジョワ出身であり、所有權についてもブルジョワ的であるとしている（この點ではゲランの見解と異ならない）。所有權の制限や土地の無償配分などをモンタニヤールの一部（ロベスピエールやサン・ジュスト）が主張したことは、事實であるか、それはまつたく事態の必要からであり、本心に反してでであつたとしている。結局、ルフェーヴルは、原則については、兩者の間に抗争の原因となるような基本的な對立はなんら考へられない。兩者がいろいろな點（政治・社會・經濟問題）ではげしく抗争したことは事實ではあるが、兩者を分つたものは「歴史的狀況であり、もつと正確には、この狀況がおたがいのひとびとの性格 *caractères* や氣質 *tempérament* の本質的な差異をばはつきりさせたのである。」このようにルフェーヴルは、兩者の間に原則的・本質的な差異はなく、革命の進展という事態（環境）が、各人の性格や氣質にはたらきかけ、その結果、二つの對立する黨派が形成されたと考へる。したがつてここでは、革命の進行という具體的歴史的事件がきわめて重要な意義をもつてくる。²⁹

以上がジロンドンとモンタニヤールとの差異と抗争についての、オーラールからルフエーヴルにいたるまでの主要な見解の概略である。この學說史的回顧を通じてわれわれが結論しうることは、いずれの見解も兩者をばはつきりと根底的に對立する階級とはみていないこと、マチエが兩者の闘争を階級闘争としてとらえなければならぬとのべてはいるが、その彼でさえ、兩者ともに本來ブルジョワジー出身であることは認めている。問題は革命の過程における兩者の政治・社會・經濟的諸問題に對する態度であり、實踐行動にある。いいかえると、革命の歴史的具體的事件に際しての、兩者の對應の仕方にある。

つぎに、ジロンドン、モンタニヤールという語にふくまれてゐる集團の内容が問題になる。兩者が近代的な意味での政黨でないことは、いうまでもないが、純粹に國民公會内での黨派に限定するか、あるいはもつと廣範圍にその政治的黨派を支持する社會層をもふくめるかによつて、問題はすこし變つてくる。とくにモンタニヤール、ジャコバン、サンキュロットの關係は、慎重に考慮しなければならぬ問題である。

いずれにしても、ジロンドンとモンタニヤールの差異と抗争の問題を考察する場合には、マチエやルフエーヴルが指摘しているように、具體的な個々の主要な歴史的な事件について、年代的に検討する必要がある。最初にのべたように、わたしはこの小論においてこの問題についての全面的解決をこころみるのではなく、一七九二年秋という時點において、ボース地域の食糧暴動をめぐる、國民公會で（したがつてわたしは、ここでは、兩者を一應議會内の黨派に限定する）兩者がどのような態度を示したかについて、いわば、この問題解決の一つのテストケースを提出するだけである。

しかし、わたしがこの食糧暴動をとりあげたのは、ただジロンドンとモンタニヤールとの抗争についての試験紙としてだけではない。この農民運動には、革命期における農民運動の中でも、一つの特色のある独自の性格をもつてゐると考えたからでもある。それがどのような性格であり、革命においてどのような意義をもつものであるかは、次節以下であきら

かにされるであらう。ここでは、この小論がこの二つの問題、ジロندانとモンタニヤールとの差異と抗争の性格、ボース地域の食糧暴動の特性をあきらかにしようとする企圖をもつものであることを指摘しておきたい。

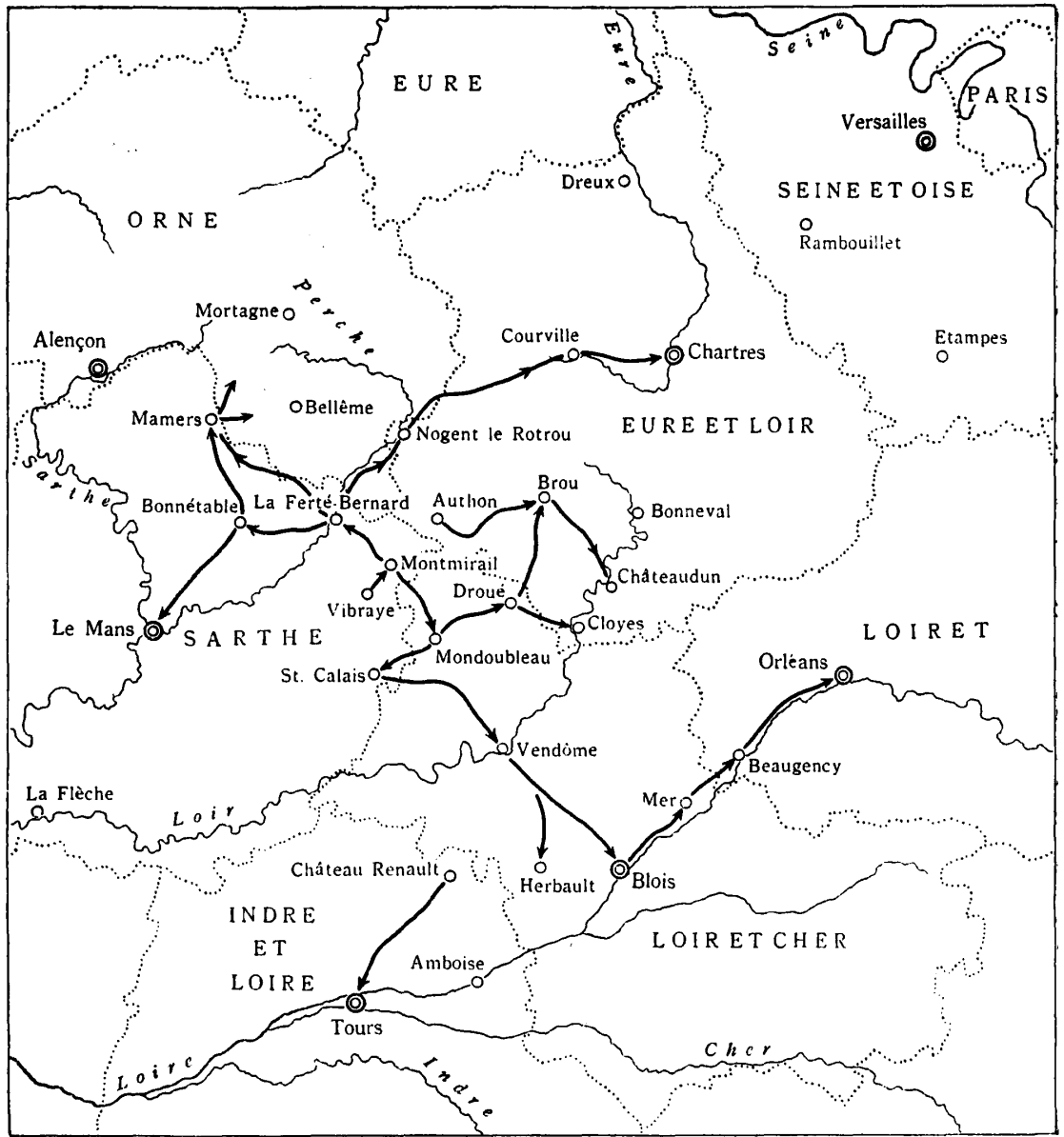
二

まず當面の対象である一七九二年秋のボース地域における食糧暴動の實狀について、できるかぎり直接史料にもとずいてあきらかにしよう。^①ボース地域というのは、パリの西南方の平野で、フランスでも有数の穀倉地帯であり、パリの食糧源をなしていた。大體、サルト Sarthe、アンドル・エ・ロワール Indre-et-Loire、ロワール・エ・シェル Loiret、ユール・エ・ロワール Eure-et-Loir、ロワレ Loiret の諸縣デパルテマンにおよんでいる（本論に於ける地名、市町村名については地圖参照）。

(一) 一七九二年十一月二十二日、サルト縣の Vibraye の森から出發した樵夫ヤヒの一隊が、Montmirail のガラス製造工と合流して近隣の町々におもむき、とくに Mondoubleau では小麥の價格を定め、住民と町當局を強要して、Saint-Calais へ行進させた。二十三日には、一五〇人ほどの馬にのつたひとびとを先頭にして、三〇〇〇人ほどが（その中には前記 Saint-Calais の官吏もいた）、Vendôme 市へおしよせ、住民に宿舍と水とを要求した（パンはもつていた）。翌二十四日（市の日）、彼らは小麥その他の價格を設定し、市民に對し合流して Blois 市へおもむくことを強要した。^②二十六日 Blois 市においてもおなじく食糧價格の設定が強行された。いままでも食糧の價格設定以外に暴行をはたらかなかつたこの集團も、Blois では若干の掠奪を行っている。^③Blois から Mer へと行進した暴徒は次第にその數を増し、二十八日、約一〇〇〇〇人が Mer で食糧品の價格設定を行った。二十九日には Beaugency へと向つたが、同市や Orléans 市などの國民衛兵の出現によつて、逃散した。^④このようにこの食糧暴動は、Sarthe 縣から出發し、Loir-et-Cher 縣を通り、Loiret 縣へ達してゐる。

(二) さらに Eure-et-Loir 縣内でも同じような暴動が起つてゐる。La Ferté-Bernard から出發した集團（武装した二〇

ジロندانとモンタニヤールとの抗争の様相(前川)



ボース地域における主要な食糧暴動の進路

○人ほどを先頭に)が Chartes 市へおしかけ、食糧品価格の設定を要求した。市当局は國民公會に代表を派遣することを約束して彼らの入市を一應拒否した(二十四日)。國民公會での代表の請願によつて(二十六日)逮捕拘禁の權をゆだねられた議員(三名)が Eure-et-Loir 縣へ、「穀物の自由な流通を確立し、この目的のために、すでに發布せられていた法律の遂行を妨げとどめた動機を探究するため、また暴動の原因と首謀者を國民公會にあきらかにするために」派遣された。

この委員が三十日、國民公會で報告したところによると、二十八日 Chartes 市で、暴動についての報告(これは先の(一)の暴動)をうけ、二十九日に Chartes 市の西方、十八軒の Courville に暴徒が襲來することを知つた。二十九日朝、Courville に赴いた委員たちは、約六〇〇〇人の武装した民衆に包圍され、國民公會の意志を傳えて説得につとめたが、成功せず、ついには殺害される危険を感じ、民衆が要求した食糧品価格の設定に同意せざるをえなかつた。(この報告について、三十日、公會では、はげしい議論が行われ、直ちに軍隊を派遣して暴動を鎮壓すること、さきの派遣委員を處罰することなどが決定された)。

さらに十二月一日、午前七時 Chartes 市に、暴徒が襲來したが、軍隊にまもられた市長は、暴徒の代表十二名と會見し、武力を背景としてこれを説得することに成功した。

(三) Indre-et-Loire 縣におつても、同様な事件が起つてゐる。二十七日 Châteaurenault (Châteaurenault)も暴徒にみまわれて、食糧品の價格設定を強制された。しかしTours市へは、軍隊のために妨げられて入ることはできなかつた。

(四) またサルト縣の Montmirail から出發した一隊は、縣内の各都市を襲つたが、Mamers からOrne 縣へ侵入しようとして、國民衛兵のために鎮壓された。約六〇〇人ほどである。

以上は、主として Monteur から知りえたボース地域における食糧暴動の主要なものであるが、上述の諸市町村だけでなく、他の多くの都市や町村——Le Mans からEtampes にいたる、またセーヌ河からロワール河にいたる地域——も、

同じように、この食糧暴動にみまわれている^⑩。以上の敘述からでも、その運動の實體と性格が推察されないことはないが、ますますしく詳細に暴動の様相をあきらかにするために、とくに Eure-et-Loir 縣内の一郡 (district) Châteaudun の場合についてのべよう^⑪。

十一月二十日 Châteaudun の町長は、町議會を臨時に召集し、郡役所と近くの Brou 町議會の報告によつて、明二十一日、Brou 町が、六〇〇—七〇〇人 (主として Bazoches-Gonet, La Ferté-Bernard, Authon, Mondoubleau などて穀物價格の設定を強要した) のひとびとによつて襲われる危険があることをつげた。町議會は Brou 町救援のために軍隊を出すことを決議した。(郡役所でも同日に同様の決定がなされた)。しかし、二十一日には、Brou 町では暴徒を撃退することができず、小麥その他の食糧品價格の設定が暴力的に行われた。

Brou 町が襲撃されたのを知つた Châteaudun 町當局は、翌二十二日が同町の市の日^市であり、おそらく同じ運命にあうことを察して、近隣の Cloyes と Bonneval に援を求めた。果して二十二日に暴徒が Châteaudun へおしよせてきた。この日は幸にして彼らを退散させることができた。この日の出來事をしてしている同町議會の報告の中に、つぎのような注目すべき記事がある。それは暴徒のひとびとが、今日成功しなかつたのは昨日 Brou で食糧品の價格設定を行ったひとびとが約束したにもかかわらず、參加しなかつたこと、また暴徒の中には、アシニヤ (紙幣) についていろいろ語り、それを昨日 Brou にいたひとびとと分けるつもりであつたことをのべていること、そして次の木曜 (二十九日市の日) にはふたたびやつてくることをあきらかにしている點である^⑫。

事實この言葉通りに二十九日には、ふたたび暴徒は Châteaudun へおしよせた。前日からこのことを予想していた町當局は、いろいろ論議をしたが、結局暴徒の入町を防ぐ實力がないため反抗をあきらめた^⑬。

この食糧暴動の狀況、とくに暴徒と當局者との交渉との狀況をよく示す例に、同じく Eure-et-Loir 縣の Cloyes (前記

Chéandun の西南十軒の町) におけるものがある。十一月二十四日、すなわち同町の市の日に Perche 地方の住民が多数、穀物その他の食糧物資の價格設定をめざして同町におしよせてきた。この町の町議會の議事録によると、「同日の朝十時半ごろ近隣の住民が二人、町長のところに来てつぎのように傳えた。すなわち、Droue 區カントンの住民が多数やつてきて、Cloves におしかけ、小麥その他の物資の價格の引下げを要求するよう強要した。もし従わなければ、住宅を掠奪すると脅かされたので、ついに彼らと合流した。そこで彼ら二人が、まず代表として、町長に警告にきた。しかし、この暴徒は武器をもつていないから別に恐れる必要はないとつけ加えた。」

最初、町長は四―五〇名の暴徒——彼らは武装していたし、その中には顔見知りのものもいた——と會見した。その中の二人が代表して町長に、自分たちも強制されて、物價設定のためにやつてきたことつげた。町長は、武器をおびて町役場に入つてくることは違法であると答えた。代表の一人は、武器を帯ひいても暴行しないから心配のないこと、自分たちも強制されてきたにすぎないことをふたたびくりかえし、また彼らはただ物價の引下げだけに来たとその意圖を強調した。

すでにこのころ、町には約六〇〇人ほど——その三分の一は武装していたが——が入りこみ、「自由の樹」のもとで「國民萬歳、小麥値下げ」を叫んで踊っていた。その帽子には櫛の葉がつけられていた。

前よりも多くの第二回の代表が武装して、町役場にきて、當局が食料價格の設定をするように要求した。當局は、それが違法であることをつけて應じられないことを種々説得した。代表は、一應これに納得して歸り、つぎの土曜にふたたび來ることをつげた。

ところが午後三時ごろ、第三回の代表と稱するひとびと——これは前二回よりもさらに多く、やはり武装していた——がやつてきた。そしてふたたび物價表を示して、その設定を當局にせまつた。町長は拒否した。が代表は、自分たちで大

鼓をたたいてこれを布告すると答えて、それを實行した。

五時ごろ暴徒は退去のため集合したが、町民と當局に對し、つぎの木曜(二十九日)、Châteaudunへ一緒になつておしよせるために、またやつてくることを告げた。⁽⁸⁾

以上がわれわれが、わずかの史料を通じてではあるが、知ることができる食糧暴動の實況である。同様な暴動は、とくにボース地域の各市町村で行われた。ルフェーブルがあげているところによると、この暴動はだいたひ Montmirail から出發して、西方へ La Ferté-Bernard, Bonnétable, Mamer, Le Mans へも及んでゐる。⁽⁹⁾

ここでこの食糧暴動を通じてみられる若干の特色・性格と思われるものを要約しておこう。

- (一) 暴動の中心地とみなされるものが Montmirail であること、
- (二) 市のたつ日に、その市町村におしよせていること、
- (三) 目的は小麥その他の主として食糧品、日常物資の價格引下げ(價格設定)にあつたこと、
- (四) この要求をできるかぎり合法的に行うため、市町村當局による價格設定を強要したこと、
- (五) 若干の武器はおびているが、流血を極力さけ、軍隊の出動をみるや直ちに解散したこと、
- (六) 近隣の町村の住民を強要し、その當局者をも交えて、他町村におしよせること、
- (七) 住民を強要するのに、アシニヤ紙幣が散布された場合があること、
- (八) 價格設定の要求完遂の方法としては、若干の代表がいわば前衛として當局に交渉し、成功するや待機していた本隊が市町村に入りこみ、布告をする、
- (九) 帽子に櫛の葉をつけていること、

これらの特色からみて、われわれはこの暴動が、自然發生的なものでなく、かなり、組織的な、統一的な性格をもつものではないかと推察できる。この點については、最後にふたたび論じたい。

三

このボース地域の食糧暴動がはじめて議會（國民公會）でとりあげられたのは、十一月二十六日であつた。すなわち、前述のように、當日 Loir-et-Cher 縣、Fure-et-Loir 縣當局の代表が、食糧暴動の實狀を報告し、公會が急速に適切な處置をとることを要求した。公會ではこれらの縣における食糧不足の原因について、若干論議されたが、結局、いままで政府、つまり臨時行政會議 conseil exécutif が各縣に派遣していた委員を至急によびもどして、各縣の食糧事情の報告をきくとともに、暴動が最も盛んな三縣（Loir-et-Cher, Fure-et-Loir, Sarthe）に、議員三名づつを派遣し、「穀物の自由な流通を確立し、流通を阻止している原因をあきらかにし、暴動の原因や主謀者を通告する」よう決定した^①。

ついで二十八日の議會では、内相ローラン Roland——彼はいうまでもなくジロンドンの中心人物の一人であり、自由主義經濟政策の主張者である——が、ボース地域の暴動に關して議會へ送つた手紙（十一月二十七日付）がよまれた。その中でローランは、各地の暴動について報告したあと、「その中心 foyer はパリにある」と斷定している。「多くの都市で無秩序と内亂とをひきおこすために送られたひとびとは、パリからである」^②。ローランはもちろんその具體的な氏名をあげていない。しかし、彼がパリからといつてゐるのは、いうまでもなく、パリのコンミュン、それと關係のあるモンタニヤールを指していることはあきらかである。

パリの穀倉地帯であるボース地域の食糧暴動は、當然、パリの食糧事情にも強く影響する。パリの食糧事情の悪化とそれに對する適切な處置の要求は、パリの諸地區やコンミュンセクションからも、しばしば提出されたが、前述のローランの手紙が

告された同じ日に、コンミュニンの代表が議會でつぎのようにのべている。

「革命をおこない、維持し、自由を愛している民衆の大部分が最大の不安、最も苦しい悲惨な状態にある。富める資本家は同盟して、すべての農・工資源を獨占しようと欲している。……立憲議會は輸入税を廢止し、人民の負擔は減少した。しかし、商業の自由をみとめたために、人民の恩恵は零になつた。救國 *salut public* の名のもとに、地方當局 *autorité constituée* に必需品の價格設定をする權利を國民公會が與えるように、われわれは要求する。」

この請願に對しては、直接なんらの解答も與えられなかつた。しかし、この日の議會では食糧問題について、やや注目するにたる論議が展開された。その一つは若いモンタニヤール（ロベスピエール派）のサン・ジュスト *Saint-Just* の演説である。彼は現在のあらゆる惡——物價の騰貴、買占め、騷亂など——が、すべてアシニヤ紙幣の濫發から生じていることを指摘し、國家財政の赤字をなくし、アシニアの流通をへらすために、現物納税と亡命者財産のすみやかな賣却を提案した。穀物商業や食糧問題については、「わたしは、商業に對する暴力的な法律 *loi violente* を好まない。食糧についての（統制）法を要求しているひともあるが、食糧に關する積極的な法律 *loi positive* は決して賢明ではない」とのべている。

サン・ジュストのこの演説——ロベスピエールの崇拜者であり、議員としては二度目の演説である——は、彼の經濟思想を知る上には、きわめて重要なものであるが、當面の食糧問題、とくに食糧品價格の公定の問題には、決して積極的な意見を提出していない。むしろ價格公定のような商業の自由を阻止する、食糧に關する法律の制定には反對の態度をはつきりと表明している。（この點はのちにアンラージェ *Enragés* 派から批難されている。）

いずれにせよ、このときは純粹なモンタニヤールであるサン・ジュストの見解も、本質的には、ジロンドンのそれと變りがないことは認めなければならない。

三十日の議會では、さききのべたように、Furet-Loir 縣へ派遣されていた三人の委員の報告がおこなわれた。^① 彼らが生命の危険を感じて、暴徒の要求をいれ、穀物價格の公定に同意したことは、全議員にひじょうな衝撃をあたえた。シロンドンのベチオン Pétion は、「これこそまさに無秩序であり、土地均分法 loi agraire を要求するものであり、價格設定こそ飢饉をまねくものであり、あくまで、商業の自由(自由競争)を守るべきことを主張し、暴動に對しては、軍隊を派して鎮壓することを要求した。^②

シロンドンの指導者の一人ビュゾ Buzot は、軍隊だけでは不充分であるとし、暴動の首謀者を逮捕するために、さらに委員を送るべきことを主張した。これらの主張に、ダントン、ロベスピエールらのモンタニヤールも賛成し、結局、議會は軍隊を出して暴動を鎮壓するとともに、さきの委員が承認した價格公定を無効と宣言する決議を可決した。^③

國民公會の武力行使の決定によつて、ポース地域の食糧暴動は、十二月に入るとともに、次第に鎮壓されていった。しかし、食糧問題は解決されたわけではなく、議會においては、ひきつづいて、活潑な論議が展開された。シロンドンとモンタニヤールとの見解の相異がやはつきりしてくるのは、この論戦を通じてである。

たとえば、十二月二日の議會において、モンタニヤールの一人ルヴァスール Levasseur de la Sarthe は、議會でのほじめての演説の中で、體驗を語りつつ、祖國が危機にあるときは、耕作農民に對する徵發、強制買上げ(供出)もやむをえないとして、つぎのようにのべている。「一つの都市が包圍されているとき、役人は、銃を多くもっている住民に對して、すべての人が共同防禦をするために、同胞市民にそれを分けあたえるよう強制する権利をもっていることは確である。しかも市民たちが飢死に脅かされているときに、役人は、耕作者たちに、自分たちの食糧の餘剰を賣るように強制することができないとは!...」^④

同じ日にロベスピエールもまた食糧問題について、きわめて注目すべき發言をしている。彼はまず、シロンドンが主張

する「商業の自由」の原則に對して批判を加える。(一) この原則の主張者は、生命に最も必要なものをば、普通の商品とおなじようにみなし、たとえば小麥の商業と藍あぶらの商業との間に區別を設けない。(二) 彼らの漠然とした理論は、普通のと きには良いが、危機のときには、適用されえない。彼らは商人や土地所有者の利益は大いに考慮しているが、人間の生命 についてはほとんどなにも考えてない。それはなぜか。この原則を主張し、政治をしているひとびとが金持ちであり、大 臣であるからである。もしそれが人民であつたなら、この體系(商業の自由)はおそらく若干改變をうけたであらう。

ロベスピエールはこの二點において、「商業の自由」の理論の適用が誤つてしていると、つぎのように叫んでいる。「社會の第一の目的は何であるか。それは人間の不可讓な諸權利の維持である。これらの權利の中の第一のものはなにか。それは生きる權利である。したがつて、社會の第一の法律 *la première loi sociale* は社會のすべての成員に、生存手段を保證する法律である。他のすべてのものは、これに従屬する。所有權は、この法律を強固にするために設定され、保證されるにすぎない。(土地) 財産をもつのはまず生きんがためである。(土地) 所有が人間の生存と決して對立しないというのは、眞實ではない。

人間に必要な食料は、生命そのものと同じほど神聖なものである。生命を保持するのに缺くことのできないものはすべて、社會全體の共有財産 *propriété commune* である。餘剰だけが個人財産である。∴同胞の生命を犠牲にしてなされるすべての商業上の(投機)取引は商業ではない。それは盗みであり、同胞を殺す行爲である……」^⑩

ロベスピエールのこの主張は、當然價格公定にまでいたる性格を内含している。しかしこのときは、彼はそこまでいつていない。無制約・放任的な商業の自由には反對しているが、商業の自由の原則そのものは否定していない。彼がこのと きに主張しているのは、食糧に関する統制(規制) *réglementation* である。

このようなモンタニヤールの主張に對して、ジロندانはもちろん「商業の自由」の原則を強調して反對した。たとえ

ばセール Series は、穀物の價格公定は土地均分法と同一であり、農民（土地所有者）に對してだけ統制を加えることは片手落ちだと攻撃し、あくまで穀物商業の自由を完遂すべきことを主張した^⑩。

食糧問題、とくに穀物商業の自由か統制か、という問題をめぐつて、ジロンドンとモンタニヤールとの間には、その後も論議がくりかえされた。しかし、十二月八日の議會において、この問題についてつぎの内容をもつ法令が可決された。すなわち、「穀物類の國外への輸出禁止（第一條）、國內においては穀物商業の全面的な自由の確認（第四條）、食糧の流通に對して直接に反對したものの、そのための集團を煽動したり、指導したものは死刑（第七條）、九月十六日の法律——これは後述するように食糧統制の法律——は廢止する（第八條）……」。

これはあきらかに商業の無制限な自由を主張するジロンドンの勝利であり、モンタニヤールの敗北である。

四

以上われわれはボース地域における食糧暴動の實狀と、それに關連しての國民公會における食糧問題を中心とするジロンドンとモンタニヤールとの論議を概観してきた。ここで最初に提起した二つの問題の中の第一の問題、すなわち、ジロンドンとモンタニヤールとの性格の差異の問題について、一應の解答を示しておきたい。いいかえると、一七九二年秋の段階において、食糧問題に關して、ジロンドンとモンタニヤールはどのような對立を示したかを、いま一度要約することによつて、兩者の抗争の性格を規定してみたい。しかし、そのためには、いますこし時間を遡つて、九二年九月から考察する必要がある。

まだ食糧危機が深刻化しないで、むしろ軍事的危機が大きかつた九二年九月初、軍隊への食糧確保のための非常手段として、穀物の強制買上げと價格公定を認めた法令が發せられた（九月四日付。ただしこの法令には内相ローランの署名はなかつた）。

さらに同月九日と十六日には、必要な場合には地方當局が穀物の徵發 *requisition* を行うことを認める法令が發せられた。^①

これらの法令は、生産者（大借地農）から穀物を強制的に供出させて食糧の確保を意圖したものであるが、法令それ自体にいろいろ不備な點があつた。たとえば、徵發は各縣の内部だけで行うことができ、また中央に必要な機關がなかつたため生産（過剩）縣と不足縣との間の均衡をはかることができなかった。その上價格決定が明示されていなかったため、徵發によつて穀物價格が上昇する結果になつた。要するにこの法令は、生産者にとつても、消費者にとつても、不満足なもので、双方から反對される性格のものであつた。^②

法令自体にこのような缺陷があつた上に、ヴァルミ *Valmy* の勝利（九月二十日）によつて、外國軍の侵入の危機が一時減退し、逆にフランス軍が攻勢に轉じたため、法令實施の必要性そのものも弱まつた。事實、この法令がどの程度實施されたかは疑問である。「多くの縣においては、調査も行なわれなかつたし、また行なわれたとしても形式的であつた。徵發は一そう困難であり、この法令を適用しようとしたところでは、大きな障害に出合つた。」^③

それだけではない。この法令の結果、生産者（大借地農）は穀物價格の値上を行つたため、消費者はそれに對應して賃金の値上を要求した。このために食糧事情、生活難はかえつて悪化し、九二年十月から十一月にかけて、フランスの各地の都市や農村において、食糧暴動、賃上運動などが續發した。^④ その中でも最も廣汎で、パリに直接影響を及ぼしたものが十一月下旬からのボース地域の食糧暴動であつた。

ボース地域に食糧暴動が大規模に勃發する直前の十一月十九日に、セーネ・オワーズ *Seine-et-Oise* 縣當局の代表者が議會で、食糧・賃銀問題について、つぎのような注目すべき請願を提出した。

「市民諸君、われわれが諸君にのべなければならぬ第一の原則はつぎのことである。すなわち穀物商業の自由はわが共和國の存在と兩立しえないということである。わが共和國を構成しているものはたれか。少數の資本家と多數の貧民と

である。穀物商業をやつてゐるのはたれか。この少數の資本家である。なぜこの商業をやるのか。金持ちになるためである。どのようなにして金持ちになるのか。穀物価格を引上げて消費者に轉賣することによつてである。さらにまた、この無制限な自由によつて穀物価格を支配する資本家・地主階級は、同時に勞賃の決定をも支配するものであることに注意せよ。なぜなら勞働者が一人必要なときにはいつも、十人の勞働者が應募するので、資本家は選擇をすることができ、その選擇は（賃金を）要求することが最もすくないものにきまるから。……」

このようにのべたあと、穀物商業の無制限な自由のために、食糧價格と勞賃との間におそるべき不均衡が生じることを指摘し、これによつて多數の人民が苦しむことをのべ、この不均衡を正すためには、法律が必要であることを主張する。それは、最高價格 maximum の設定である。^⑥

穀物商業の無制限な自由を反對し、價格設定を要求したこの請願は議會では、ほとんど問題にされなかつた。むしろ同日の議會で内相ローランのつぎの手紙がとりあげられたことが注目される。「……議會が食糧に關してなすことが許るされるおそらく唯一のことは、なにもしないということ、（商業の自由に對する）あらゆる妨害を排除すること、商品流通について最も完全な自由を宣言することである。また議會はなんらの行爲も決定しないが、この自由を侵すものに對しては、何人であれ強く反對することを宣言することである。……」^⑦

内相ローランはいうまでもなくジョンダンの指導者の一人であり、チュルゴの流をひく自由主義經濟論者であつた。彼は經濟活動に對するあらゆる干涉に反對し、穀物に對する規制・統制をば、土地均分法として所有權に對する侵害と考え、これを認めることは無政府状態に陥ることであると主張し、さきの九月十六日の法令の廢止を強く要求したのである。十一月十九日の會議で、この食糧問題についてモンタニヤールの指導者たちは、沈黙を守つてゐる。「この沈黙は、價格設定を要求するひとびとに對する否認である」^⑧とマチエは書いてゐるが、たしかに、これは注目しなければならない態

度であらう。

ボース地域の食糧暴動とそれに關連しての食糧問題についての、ジロンドンとモンタニヤールとの國民公會における論議については、前節でのべた通りである。ここで一應、一七九二年秋の段階におけるジロンドン、モンタニヤール兩派の食糧問題についての見解を要約し、これによつて兩者の性格の相異についての一様相をあきらかにしておきたい。

(一) ジロンドンの見解。ジロンドンの見解は、内相ローランの主張にもみられるようにきわめて明瞭である。すなわち、この問題に關しては徹頭徹尾、穀物商業の完全・無制限な自由、自由主義經濟の原則を主張した。彼らはこの自由を束縛し、妨害する一切の制約、たとえば規制、徴發、強制買上げ、價格設定、およびこれを要求する集團運動——食糧暴動——をばすべて、共和國に無秩序と混亂、あるいは專制支配をもたらそうとする陰謀、煽動、反革命運動であるとみなした。ローランはボース地域その他の食糧暴動をば、パリから無政府主義者、彼らの用語によれば *désorganisateur* ——これは暗にモンタニヤールを指している——の煽動によるものと斷定している。

そして食糧に關するこのような自由の制限の要求は、本質的には所有權を侵害する土地均分法を要求するものに他ならないと非難する。したがつて、食糧事情の悪化は、實にこのような穀物商業の自由に對する制約、それを要求する陰謀、煽動によつて惹きおこされたものであるとし、これらの制約を除去し、陰謀、煽動を彈壓して、穀物商業の完全な自由を確立すれば、おのずから解決されると確信する。彼らが、ボース地域の食糧暴動に對しても武力をもつて鎮壓すべきことを主張したのも、また、九月十六日の法律の廢止を強く要求したのも當然である。そして彼らの主張が、ついに國民公會では支配的となり、十二月八日の法令——穀物商業の完全な自由を確認し、九月十六日の法令を廢止した——によつて、食糧問題に關する限り、彼らの主張が勝利をしましたのである。

このジロンドンの主張を支えているものは、さきにあげたセーネ・オワーズ縣の請願がはつきり指摘しているように、

資本家（地方都市のブルジョワジー）、および大借地農^{II}地主であつた。

(二) モンタニヤールの見解。食糧問題についてのモンタニヤールの見解は、ジロンドンのそれほど積極的でない。彼らも原則的には商業の自由に反対してはいないし、また食糧品の価格設定にも同意していない。十一月十九日のセーネ・オーズ県の代表が価格設定の請願を提出したときにも、沈黙を守つて、暗黙のうちにそれを否認しており、サン・ジュストは十一月二十九日の演説では、「食糧に関する（統制の）法律」の制定には反対している。またボース地域の食糧暴動に對しても、ジロンドンと同じく武力による鎮壓に賛成している。

彼らはなるほど食糧物資の価格設定の必要を積極的には主張してはいないが、しかし、ジロンドンのように、穀物商業の完全な自由を確立することによつて、食糧問題が、自然と解決されるとも考えていない。理論よりも現實の事態に即應した解決を考えていたモンタニヤールは、たとえばルヴァスールやロベスピエールの十二月二日の演説にみられるように、商業の自由のある程度の制約、具體的には食糧に関する若干の規制（価格設定にまでゆかないが、たとえば九月十六日の法令のような）をとっている。ここにわれわれは、ジロンドンとは異なつたモンタニヤールの民衆（サンキュロット）に對する同情的態度、民衆への傾斜をみる事ができる。

彼らは所有權そのものを決して否定はしない。しかし、事態の必要上、彼らは所有權よりも生活權をより強く主張し、前者の制約もまたやむをえないと考える。

このように、食糧政策についてのジロンドンとモンタニヤールとの見解は、原則的理論的には差はないにしても、現實の事態に對應しての解決には、いかえると民衆に對する態度においては、いちじるしい差異がある。ジロンドンは、はつきりした地方都市商工業ブルジョワジーや地主（大借地農）の利益を代表していたのに對し、モンタニヤールは、サン・キュロット層の利益をも充分にあわせて考慮している。マチエはこれを階級的利害の對立と斷定しているが、すくなく

とも九二年秋の食糧問題に關する限り、まだそれほど明確な形での階級闘争的性格はあらわれてはいない。

十二月八日の法令は表面的にはジロンドンの勝利である。モンタニヤールがなぜ、積極的にサンキュロット層の利害を主張せず屈伏したのであらうか。それにはいろいろな原因が考えられる。數の上からも少數であつたことは事實であるが、やはり最大の原因は、この食糧問題と並行して當時の國民公會での最大の問題であつたルイ十六世の裁判問題にあつた。王の裁判問題で當時ジロンドンとモンタニヤールとはするどく對立しており、大勢は次第にモンタニヤールに有利に展開しつつあつた。このような状況のもとに食糧問題——それは所有權に關する問題と密着していた——に深く立入ることは、かえつて、裁判の問題の進行をそらす危険があつた。ここからモンタニヤールの消極的態度がでてきたのではないだろうか。いま一つには、當時モンタニヤールが、ジロンドンとの抗争において、まだサンキュロットの力を動員し、利用する必要を痛感していなかつた、いいかえると事態がそこまで深刻化していなかつたことにもあるのではなからうか。事實、食糧問題をめぐるジロンドン、モンタニヤールの抗争は、王の處刑（九三年一月）後、ふたたび活潑するのであり、それには下からのサンキュロット勢力——その代辯者としてのアンラージエ——の擡頭をまたなければならぬ。

五

最後にのこされた問題は、ボース地域の食糧暴動そのものの性格についての考察である。この暴動の直接の原因が、小麦その他の食糧品の騰貴にあつたことはあきらかである。暴徒がなによりもまず第一に要求したものは、食糧品價格の設定であり、その價格はだいたい市價の三分の二程度である。ではなぜこのように食糧品が騰貴したのであらうか。それが凶作によるものでないことは、各縣の當局者の言明からでもあきらかである。原因は地主（大借地農）などが穀物を賣惜しみましたり、投機商人が買占めたことにあつたことも否定できない。なぜそのような事態が起つたか。ジロンドンはもつ

ばらこれを九月十六日法のごとき食糧統制法の存在、いいかえると穀物商業の自由を阻止している點に求めている。すなわち生産者が強制買上げに應じて、穀物を紙幣（アシニヤ）——日々その價值が低落しつつある——に換えることを欲せず、多くをヤミ商人に流すためから來ると考え、穀物商業の完全な自由を確立すれば、おのずと穀物が市場に出まわり、價格も安定すると主張した。

これに對しモンタニヤール、たとえばサン・ジュストは、この原因を紙幣（アシニヤ）の濫發から生じたインフレーションと考え、食糧に關する法律を問題にするよりも、この貨幣價值の下落を阻止する手段——たとえば、亡命者財産の賣却、現物納税など——をとるべきことを主張している。ジロンドンにくらべると、はるかに透徹した見解である。

しかし、わたしの問題はこの暴動の原因の探究にあるのではない。第二節の暴動の實狀の中で示した特色、いいかえると、この暴動が單に自然發生的なものだけ考えることができないこと、そこになんらか組織、指導があつたのではないかという點である。ジョレスはこの食糧暴動について、つぎのように書いてゐる。「これはまさに生活費の値上りに對する人民的プロレタリア的抗議 *une protestation populaire et prolétarienne* である。それは一種の階級的争議 *une sorte d'agitation de classe* であり、原理、(共通の)用語、戰術をもつてゐる」と。たしかにジョレスのいつてゐる通りに、このボース地域の食糧暴動はさきにも述べたように、きわめて組織的であり、行動に統一があり、同一の戰術がとられている。櫛の葉を帽子につけていたことが、同志の標識であつたかどうかは斷定できないにしても、そこになんらか指導者、あるいは煽動者、ないしは思想的に強く影響をあたえたものかが存在してゐたのではないかと推察するにたるものがある。

ジロンドンは、この暴動の煽動者をば、パリから派遣された人間、モンタニヤールの手先のように主張しているが、その氏名はあげていないから斷定はできない。

この暴動の實際の指導的人物が誰れであつたかは、史料からは直接引きだすことはできない。十一月二十六日の議會で

は、この暴動の中心地、Montmirailのガラス製造業者デュヴァル Duvalの名があげられているが、その當否は断定できない。^④この暴動の直接の指導者が誰れであつたかは不明であるとしても、すくなくとも、マチエが指摘しているように、九二年八月十日の革命以後、フランスの各地にひろまつた社會主義的思想——土地問題におけるいわゆる「土地均分法」、あるいは、穀物の最高價格制の設定、食糧の國有化などを主張する——の影響があつたことは、考慮しなければならない。^⑤そしてこれらの社會主義的思想家たちの中で、このボース地域の運動に、最も関係が深かつたものと推察されるのは、マチエが「知られざるアンラージェ un engragé inconnu」としてあげているタブロー・ド・モンチニ Taboucau de Montignyではなからうかと思う。

タブローについてはマチエの研究がある。^⑥彼はオルレアン(ロワレ縣)に生れ、「貧民の辯護士」として活躍した。彼は三部會の召集に關して一つのパンフレットを書き、そこで租税の平等、特權の廢止をとなえているだけでなく、貧民のためには免税、物價引下げ、さらには個人財産に對する國家の干渉をさえ認めている。このパンフレットにおいて、彼は政治革命だけでなく、「社會革命」のプログラムをかなり詳しく描いている。^⑦彼は他の多くのパンフレットが論じている政治改革の問題よりも、財産の分配という社會經濟的問題を、自由主義思想に對して、一種の國家社會主義的な理論を提出している。農産物の國有化さえ主張している。この點「タブローは、最も早い價格設定論者である。」^⑧

タブローの主張はもちろん革命の初期には、砂漠の説教者のように、ほとんどかえりみられなかつた。しかし、九二年九月いらいの農産物の高騰とともに、次第に彼の主張に同意するものが多くなり、オルレアン市においても、支持者がかなり多くなつてきた。九二年十月に彼は國民公會に對し、食糧問題に關する法案を提出している。^⑨もちろん、そこには食糧品の價格設定、穀物商業の自由の制限がふくまれていたにちがいない。

ボース地域の食糧暴動に、このタブローが實際にどの程度關係していたかは、史料的には明確にすることは困難である。

しかし彼がこの暴動に全然關係がなかつたとはいえない事例がある。すなわち暴動がオルレアン市にもせまつたとき、市當局は、武力を集中してこの暴動を弾壓しようとして試みた。これに對してタブローは、彼の所屬している地區などの名のもとに、はげしい抗議を提出している。^⑩やがて市當局が武力によつて彼を逮捕しようとしたとき（十二月八日）、彼は地區の民衆の援助によつて逃亡した。

このように、このボース地域の食糧暴動は、その指導者をはつきりと斷定することは困難であるにせよ、その性格が、決して自然發生的な性格のものではなく、きわめてはつきりした社會主義的思想をもつた組織的な運動といわなければならぬ。それはあきらかにジロンダン・ブルジョワジーの政治に對する「民主的プロレタリア的爭議」としての階級闘争的性格をおびたものとみななければならない。タブローの思想がそこにどの程度影響したかは確定できないにしても、兩者の主張がまつたく同一であり、いわばこの暴動はタブローの理論を實踐したものであるといえる。食糧問題が、そしてその價格設定が革命の中心問題となるのは、王の處刑後の九三年一月末以後、すなわち、パリにおいて、いわゆるアンラーシェ一派が活動を開始してからのことである。^⑪しかし、このボース地域の暴動は、その先驅的形態として、十分注目されるべき性格をもつものと、わたくしは考えたい。

註

—

- (1) Mathiez, A., "Girondins et Montagnards" (Girondins et Montagnards, 1930) p. 4.
- (2) Aulard, A., Histoire politique de la Révolution française, p. 397.
- (3) *ibid.*, p. 398.
- (4) *ibid.*, p. 401.
- (5) *ibid.*, p. 402.
- (6) *ibid.*, p. 403.
- (7) Jaurès, J., Histoire socialiste de la Révolution française, éd. par Mathiez, VII, p. 515.
- (8) *ibid.*, p. 527.

- (6) Mathiez, op. cit. p. 6.
 - (7) *ibid.*, p. 9.
 - (8) *ibid.*, pp. 9—10.
 - (9) *ibid.*, p. 11.
 - (10) *ibid.*, pp. 17—18.
 - (11) cf. Soboul, A., *La Révolution française*. (註釋 宗教革命)
 - (12) Guérin, D., *La lutte de classes sous la première république*. I. pp. 100—101.
 - (13) *ibid.*, p. 102.
 - (14) *ibid.*, pp. 102—103.
 - (15) *ibid.*, p. 103.
 - (16) *ibid.*, p. 103. II. pp. 132—136.
 - (17) *ibid.*, p. 103.
 - (18) Lefebvre, G., *La Révolution française* (Peuples et Civilisations. XIII). pp. 272—274.
 - (19) Lefebvre, G., *La Convention* (Cours de Sorbonne sur la Révolution française). I. pp. 10—53.
- II
- (1) ボーヌ地域の食糧暴動に関する史料としては、地方縣市町村議員からの國民公會へ提出した報告、請願、地方へ派遣された議員の報告、内務大臣の議會への手紙などがあつた。これらは大體 *Moniteur* T. XIV. の中にあつてゐる。なか地方市町村議會の議事録として、この暴動の經過の唯一の研究である Rabouin, “*Troubles en Beauce à l’occasion de la cherté du blé, novembre et décembre 1792*” (*La Révolution Française* T.

ジロندانとモンタニャールとの抗争の模様 (前川)

- XI. III. 1902, pp. 392—416) に記述されてゐる。
- (2) Députés extraordinaires des corps administratifs du département de Loir-et-Cher の離任? *Moniteur*, XIV. p. 574.
- (3) cf. Rabouin, op. cit. p. 394.
- (4) Lettre des administrateurs de département du Loir-et-Cher, au ministre de l'intérieur (Orléans, le 29 novembre 1792). *Moniteur*, p. 624.
- (5) *Moniteur*, XIV. pp. 575—576. Sarthe, Loir-et-Cher への回書に、*Loir-et-Cher* の救済を請ふ文が載つてゐる。Eure-et-Loir 縣の報知を、*Loir-et-Cher* の Iccointre-Pay-raveux, Maure, Biroteau の三名が署名してゐる。
- (6) *Moniteur*, XIV. pp. 618—619.
- (7) *ibid.*, pp. 620—622.
- (8) Lettre des administrateurs du département d'Eure-et-Loir. *Moniteur*, p. 629.
- (9) Lettre du procureur-général syndic du département d'Indre-et-Loire, à la députation de ce département. *Moniteur*, p. 622.
- (10) cf. *Moniteur*, p. 622.
- (11) この州議を、*Loir-et-Cher* の Nogent-le-Rotrou, Vendôme, Le Mans, La Ferté-Bernard, Montdoubléau, Saint-Calais, Bonnetable, Brou, Cloues, Mer, Blois 各々が署名してゐる。cf. Mathiez, “Un Enragé inconnu Taloureau de Montigny” (*Annales historiques de la Révolution française*, VII. 1930) p. 223.
- (12) Châteaudun 縣の實況を、Rabouin, op. cit. pp. 397 ff. に述べてゐる。
- (13) Rabouin, op. cit. pp. 401—402.
- (14) *ibid.*, pp. 408—410.
- (15) Cloues 縣の實況を、Rabouin, op. cit., pp. 403—406.
- (16) cf. Lefebvre, G., *La Convention*. I. (Cours de Sorbonne) p. 110.

三

- (1) *Moniteur*, XIV, pp. 575—576.
 - (2) *ibid.*, p. 599.
 - (3) *ibid.*, p. 603. Buchez et Roux, *Histoire parlementaire de la Révolution française*, XX, p. 413.
 - (4) *Moniteur*, XIV, pp. 610—612.
 - (5) Jaurès の「カン・シヤヌ」の演説を「食糧問題」および「経済の一般的問題」を「けいり」と力強く提示したものと見て、高く評価している。Jaurès, *op. cit.*, VI, pp. 162—171.
 - (6) *Moniteur*, pp. 618—619.
 - (7) *Moniteur*, pp. 619—620.
 - (8) *ibid.*, p. 616.
 - (9) *Mémoires de R. Levasseur de la Sarthe*, I. (1830), pp. 122—128. Levasseur の *mémoires* は、革命を生きたのりしたモンタニヤールとして、きわめて注目すべき作品であり、史料的にも高く評価される（マルタスは、これについて、国民公會の歴史を讀むうとしたとらわれる）。cf. *Moniteur*, pp. 679—680.
 - (10) *Moniteur*, pp. 636—638. Buchez et Roux, *op. cit.*, XXII, pp. 175—184.
 - (11) *Moniteur*, pp. 642—644.
 - (12) *Moniteur*, p. 696. Buchez et Roux, *op. cit.*, XXII, pp. 187—188.
- 四
- (1) この九月の諸法令の内容については、Mathiez, A., *La vie chère et la mouvement social sous la Terreur*, 1927, pp. 80—89.
 - (2) *ibid.*, p. 89.

(3) *ibid.*, p. 98.(4) 一七九二年秋の各地方の食糧・貨銀運動については、Mathiez, *op. cit.*, pp. 98—106. 参照。(5) Seine-et-Oise 縣の選挙人會の請願は、Mathiez, *op. cit.*, pp. 101—102, Jaurès, *op. cit.*, VI, pp. 118—120. による。(6) Lettre du ministre de l'intérieur au président de la Convention nationale, le 18 novembre 1792. *Moniteur*, XIV, pp. 517—518. Buchez et Roux, *op. cit.*, XX, pp. 405 ff.(7) Mathiez, *La vie chère*, p. 103.

(8) 一七九三年一月—二月における、パリの食糧、物價高を中心とする運動、とくにアンラージエの活動については、拙稿「アンラージエの登場」(西洋史學 特集フランス革命研究 一九五二年)参照。

五

(1) Loire-et-Cher の代表に議長か、縣内では小麦が欠乏しているかと問うたときに、代表は、穀物は不足していない、一年分あることは確かだ、ただ流通が阻止されていると答えている。 *Moniteur*, XIV, pp. 574—575.(2) Jaurès, *op. cit.*, VI, p. 123.(3) 九二年十一月二十六日の議會で Lesage は、Brou 町の衛兵司令官の調査(十一月二十一日付)を引用して、暴徒の一隊は、Montmirail のガラス製造主 maître de la verrerie が、價格設定を承認した法令があることを教えられたと述べているとして、この Ducal なるものとをさかすまきことを要求している。なお彼は、Ducal は四人兄弟で、一人は、ガラス製造主で、四〇〇人の人間を訓練しており、一人は立法議會の代議士であるとしている。 *Moniteur*, XIV, p. 575.

- (4) Mathiez 以下の「土地分配法」の論議をめぐつたもの
 には Momoro, Dufour, Dolivier, Petitjean, Lange, Nicolas de Bonneville,
 Fauchet などの名がある。cf. Mathiez, *La vie chère*. pp. 90—94.
- (5) Mathiez, “Un enrégé inconnu: Taboureau de Montigny” (*Annales histo-
 riques de la Révolution française*, VII. 1930.)
- (6) Mathiez, *ibid.*, pp. 211—219.
- (7) *ibid.*, p. 219.
- (8) cf. Gerbaux et Schmidt, *Procès-verbaux des comités d'agriculture et de
 commerce de la Constituante, de la Législative et de la Convention*. III. p. 19.
- (9) Mathiez, *ibid.*, pp. 224—225.
- (10) 前掲拙稿「マンモーシェの登場」参照。
 (一九五六・七・一四稿下)